

(4) 生活圏における広域調査

県及び市町村では、平成23年9月から、携行型空間放射線量測定器（サーベイメータ）等を用いて、生活圏を中心として、公園、学校など、

地域を代表する地点で空間放射線量率を定期的に測定しています。

ア 群馬県放射線マップ

平成24年5月に、情報の共有や連携を目的に設置した「県・市町村放射線対策会議」では、除染等の対策による放射線量の低減の状況を目に見える形で示すため、これまでの測定結果を基に、平成25年度から「群馬県放射線マップ」を作成しました。

なお、平成26年度の測定結果において、全ての地点で放射線量が問題のないレベルまで低下（毎時0.23マイクロシーベルト未満）したことから、同年度をもって「群馬県放射線マップ」の更新を終了しました。

イ 県及び市町村による放射線監視

平成27年度から、測定地点数を整理し、新たな監視体制に移行して、測定を継続していきます。

測定の結果、県内すべての測定地点において、空間放射線量率は、毎時0.23マイクロシーベルト未満となっており、問題のないレベルで安定していることが確認されました。

なお、個別地点の測定結果については、次のHPを参照してください。

マッピングぐんま <http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/PositionSelect?mid=425> 「安全・安心情報」

測定時期：5月末、11月末

測定地点数：442地点（5月末）、443地点（11月末）



(5) 農地土壌の調査

農業技術センターでは、県内の農地土壌における放射性セシウム濃度の平成23年度以降の推移を把握するため、農地土壌のモニタリング定点調査を継続して実施しています。

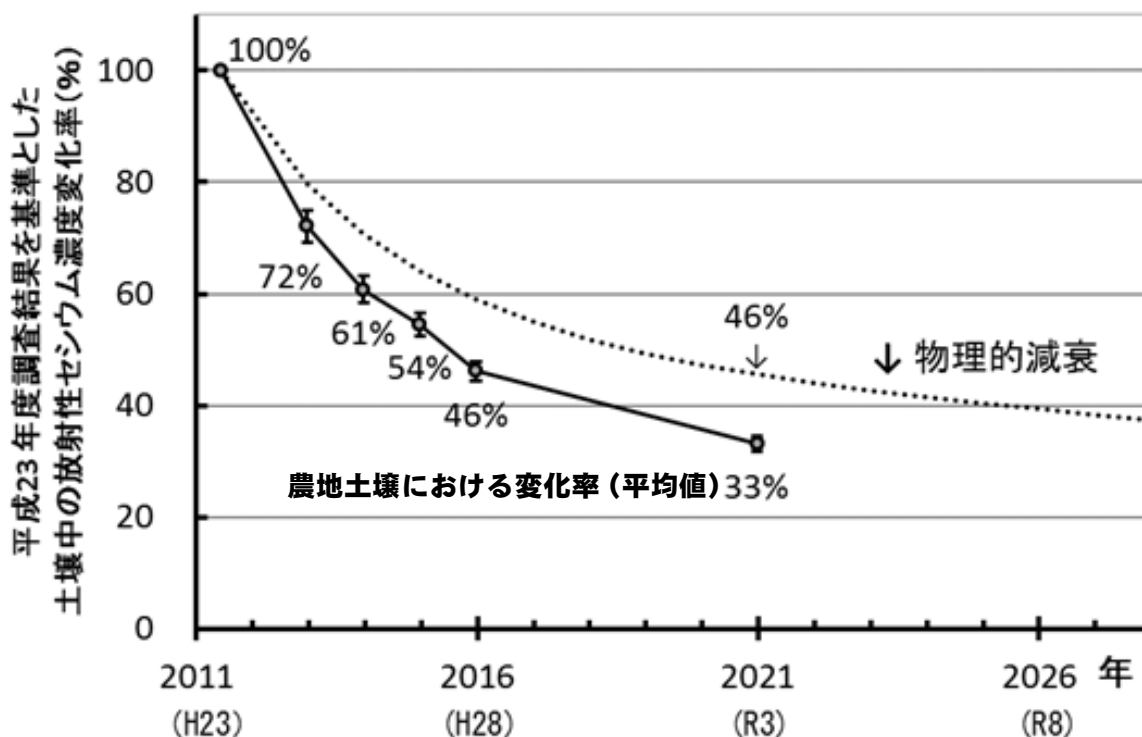
令和2年度は、県内88地点で調査を実施したところ、各地点の濃度は12～550ベクレル毎キログラム（注6）（乾土）の範囲で、平均すると95ベクレル毎キログラム（乾土）でした。

各地点の放射性セシウム濃度は、約9年半前と比較して平均33%に減少しており、放射性セシウムの崩壊による物理的減衰（約46%）以上に減少していました。

平成27年度までは毎年調査を行い、それ以降は5年ごとに実施する予定であり、令和2年度に実施しました。

（注6）

ベクレル毎キログラム(Bq/kg)=土壌など1kg当たりに含まれる放射性物質の濃度を表します。
ベクレルは放射性物質の放射能の強さを表す単位です。

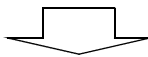
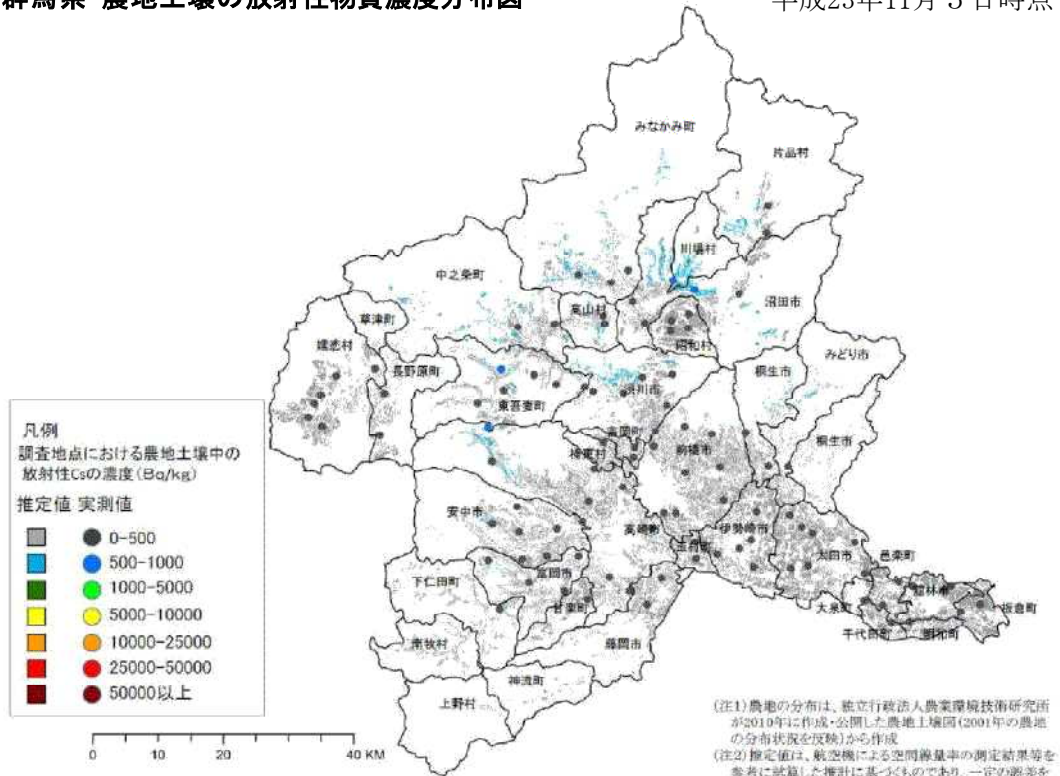


平成23年度調査結果を基準とした土壌中の放射性セシウム濃度の推移

$$\text{放射性セシウム濃度変化率 (\%)} = \frac{\text{調査年度の土壌中放射性セシウム濃度}}{\text{平成23年度土壌中放射性セシウム濃度}} \times 100$$

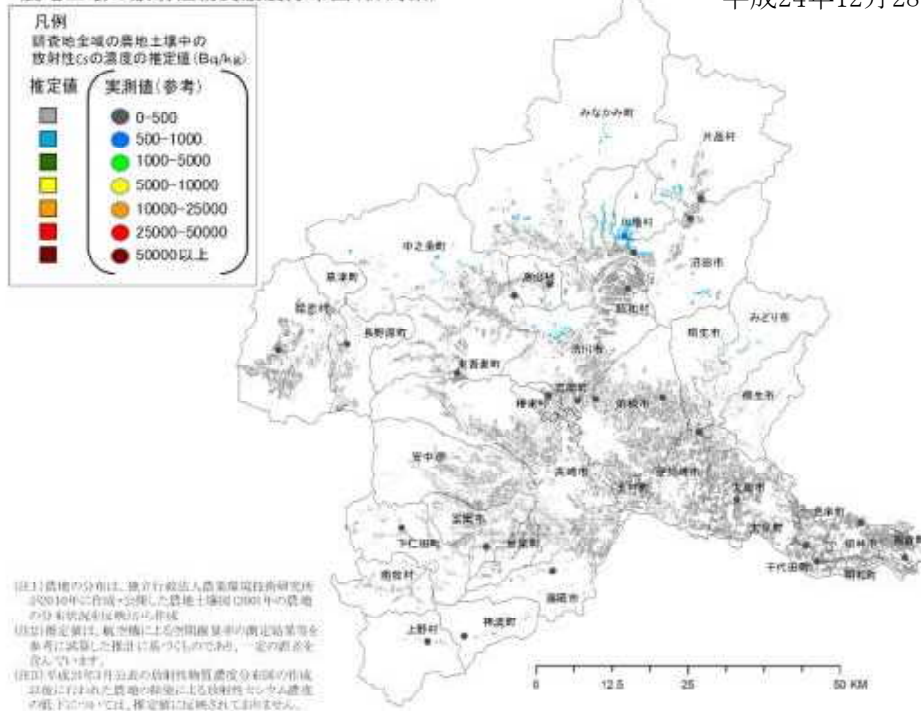
群馬県 農地土壌の放射性物質濃度分布図

平成23年11月5日時点



農地土壌の放射性物質濃度分布図(群馬県)

平成24年12月28日時点



○「群馬県 農地土壌の放射性物質濃度分布図」の詳細な内容は、次のHPを参照してください。

農地土壌の放射性物質濃度分布図等のデータについて（農林水産技術会議）

（平成23年11月5日基準日） <http://www.affrc.maff.go.jp/docs/map/h24/120323.htm>

（平成24年12月28日基準日） <http://www.affrc.maff.go.jp/docs/map/h25/250809.htm>

(6) 公共用水域、地下水の調査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を契機に、平成25年に水質汚濁防止法が改正され、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況が常時監視されることとなりました。

これを受けて、環境省は、モニタリング調整会議において決定された総合モニタリング計画に基づき、継続的にモニタリングを実施しています。

○全国的な放射性物質モニタリング

(水質汚濁防止法に基づく)

〈調査地点〉

- ・公共用水域 2 地点
- ・地下水 3 地点 (1 地点は定点、2 地点は10 地点の中から毎年交替する)

〈令和 2 年度調査結果〉

- ・公共用水域、地下水とも過去の測定値の傾向から外れる値は検出されませんでした。

(注 7)

底質＝河川、湖沼等の水域において、水底を構成している表層のことをいいます。主に堆積した砂泥、生物の遺骸、不溶性塩などから形成されています。

○福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング

〈調査地点〉

- ・公共用水域72地点(下図参照)
(河川：48地点、湖沼・水源地：24地点)
- ・地下水(平成23年度：40地点、平成24年度：20地点、平成25年度以降：21地点)(次頁参照)

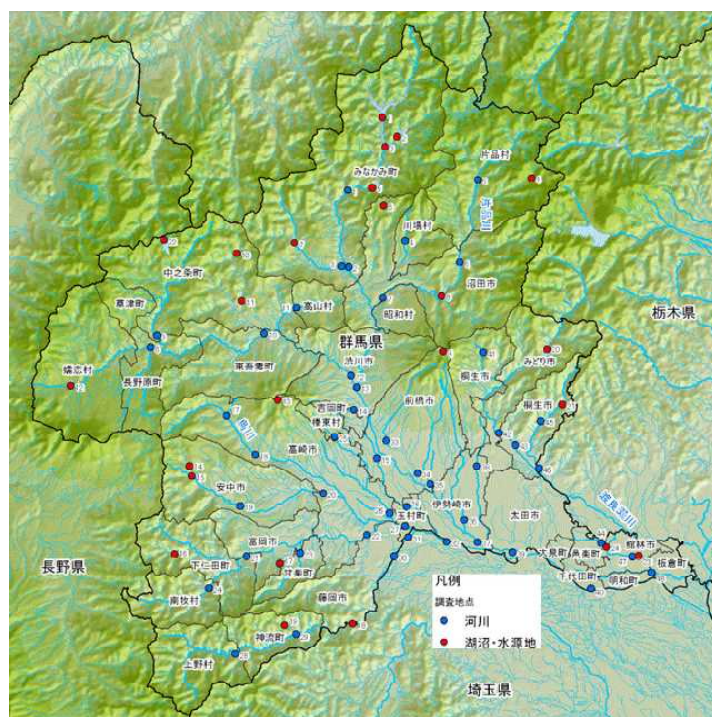
〈令和 2 年度調査結果〉

(公共用水域)

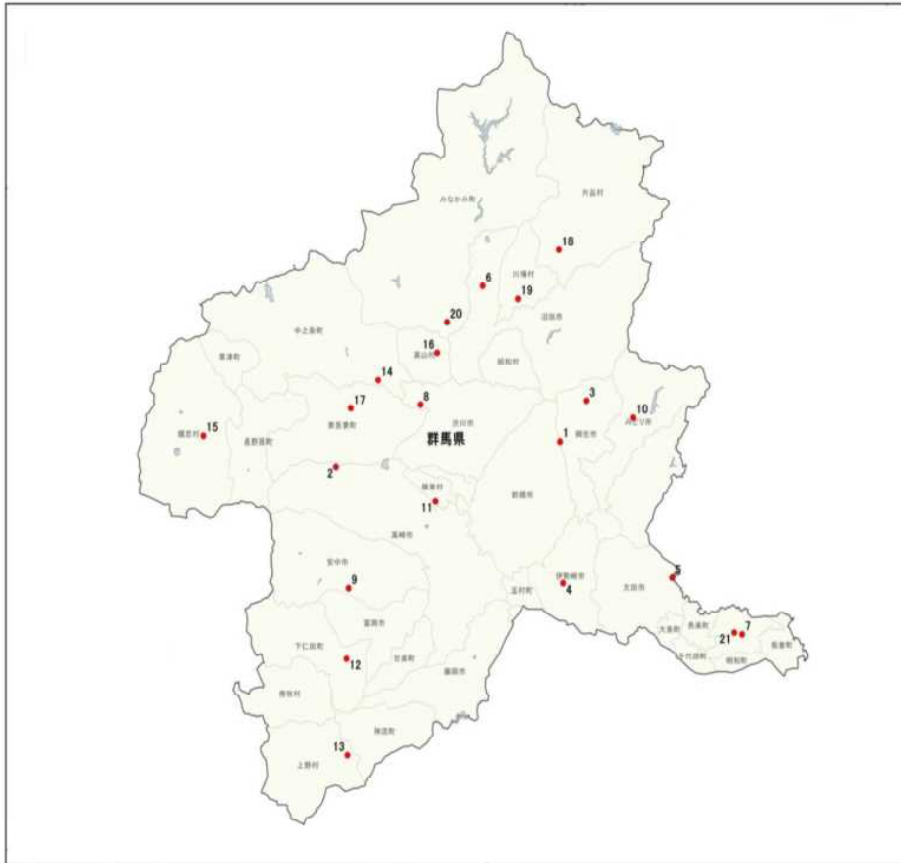
- ・水質に関しては、放射性物質の検出はありませんでした。
- ・底質(注7)の放射性セシウム(セシウム134とセシウム137の合計)濃度は、河川では、0.81～528ベクレル毎キログラムの範囲で、湖沼では、45～3,150ベクレル毎キログラムの範囲で推移しています。
- ・採取地点近傍の周辺環境の土壌の放射性セシウム濃度は、2.7～11,000ベクレル毎キログラムの範囲で、また、同地点の空間放射線量率は、毎時0.04～0.14マイクロシーベルトの範囲で推移しています。

(地下水)

- ・放射性物質の検出はありませんでした。



公共用水域採水地点 (平成25年度～)



地下水採水地点（平成25年度～）

○採水地点及び調査結果等は、次のHPを参照してください。

<https://www.env.go.jp/air/rmcm/index.html>

(7) 局所的汚染（ホットスポット）の状況

「ホットスポット」とは、局所的に放射線の値が高い地点・場所・地域などの総称です。

ホットスポットへの対応については平成24年3月（平成25年4月改訂）に国が定めた「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」により、地表から1メートルの高さの空間放射線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所を人の健康への影響を考慮して局所的な除染が必要である箇所と定めています。

高い濃度の放射性物質が観測されることが多い場所としては、雨水排水が集まる場所、風雨等により泥・土等がたまりやすい場所、植物が生えている場所、放射性物質が付着しやすい構造物などがあります。

2 水道水

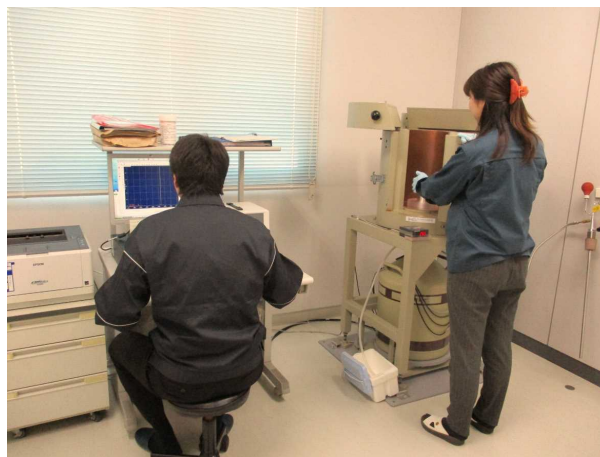
県内各水道事業者（県企業局及び各市町村等）では、厚生労働省が示しているモニタリング方針に基づいて、水道水の放射性物質検査を実施しています。

その他、県食品・生活衛生課では、水道事業者の検査とは別に、食品安全検査センター内の水道水の検査を令和元年8月まで実施してきました。

(1) 水道水の放射性物質モニタリング

県食品・生活衛生課では、事故後、水道水の緊急検査という位置づけで、県営施設で放射性物質を検査できる唯一の施設であった衛生環境研究所において、平成23年3月18日から同所内の水道水の放射性物質検査を開始し、ヨウ素及び放射性セシウムが検出されましたが、全て暫定基準値未満であり、平成23年6月3日に検出されて以降は、全て不検出となっています。

平成25年4月1日以降は、検査実施機関を食品安全検査センターに移して、同所内の水道水について検査を継続しましたが、その結果は、全て不検出であり、令和元年8月26日をもって検査の実施を終了しました。



水道水放射性物質検査

※飲料水基準値 10Bq/kg
(平成24年3月までの暫定規制値200Bq/kg)

(2) 県営2浄水場の浄水放射性物質モニタリング

県企業局は、平成23年9月、独自にゲルマニウム半導体検出器（注8）を整備し、2浄水場（県央第一水道、県央第二水道）の水道水について放射性物質の検査を実施しています。

その結果、検査開始から現在に至るまで、放射性物質は検出されていません。

（注8） **ゲルマニウム半導体検出器**＝ゲルマニウムという元素の半導体を用いた放射性物質検出器。放射性物質の精密な検査を行います。